

事務連絡
令和6年1月22日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和6年度外来機能報告対象医療機関となる無床診療所について（周知）

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）の一部が令和4年4月1日付けで施行され、毎年度、外来機能報告（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の18の2第1項及び同法第30条の18の3第1項の規定に基づいて行われる報告をいう。以下同じ。）を行うこととなっています。

今般、令和6年度外来機能報告対象医療機関となる無床診療所の抽出等について下記の通り取り扱うことといたしましたので、御連絡します。

については、内容を御了知の上、外来機能報告制度の運用に係る取組について、適切に御対応いただくようお願いいたします。

記

令和6年度外来機能報告については、令和4年度のレセプトデータにより抽出した、「紹介受診重点外来」を行っている蓋然性の高い無床診療所に対し、令和6年度外来機能報告を行う意向を確認するため、令和6年2月に、委託事業者等からはがきを送付し、当該無床診療所から委託事業者等へ令和6年2月29日までに返送していただくこととしています。

また、当該意向確認を送付する無床診療所の一覧については、別途、委託事業者等から令和6年1月31日に、対象となる無床診療所が存在する都道府県宛てに提供しますので、外来機能報告を行う意向がある無床診療所であって、意向確認を送付されていない診療所については、令和6年2月29日までに委託事業者等のコールセンターに直接問い合わせるよう御案内ください。

なお、上記の意向確認期間以外の期間において、無床診療所が外来機能報告を行う意向を示す場合については、都道府県における外来機能報告対象医療機関名簿の確認期間（令和6年度においては7月頃を予定）が終了するまでの間であれば、各都道府県において、当該年度の外来機能報告対象医療機関に含めることができることとしています。

そのため、令和6年3月1日以降に、その他の外来機能報告を行う意向のある無床診療所より問い合わせがあった場合には、厚生労働省医政局地域医療計

画課又は委託事業者等より、当該無床診療所に対して個別に詳細をお知らせしますので、各都道府県にて別紙のとおり情報を聞き取った上で、それぞれ以下の連絡先までへ当該情報を提供していただくようお願いします。

○ 令和6年3月1日～3月15日 病床・外来機能報告事務局
(株式会社三菱総合研究所)

○ 令和6年3月16日～7月頃 厚生労働省医政局地域医療計画課

上記の意向確認等を踏まえ、令和6年7月以降、各都道府県における外来機能報告を行う意向を示した医療機関の一覧について、委託事業者等より当該都道府県へ提供する予定です。

【委託事業者等コールセンター】

病床・外来機能報告お問い合わせ窓口

0120-989-873 (参加意向調査専用電話番号) (平日9時～17時)

※お問い合わせ窓口の開設期間は令和6年2月1日～2月29日です。

厚生労働省医政局地域医療計画課
外来・在宅医療対策室
電話：03-5253-1111 (内線：2662)
Mail:gairai-zaitaku@mhlw.go.jp